

5月25日に新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が出され、すべての都道府県への緊急事態措置が解除となりました。

今回の解除措置が感染者を発生させずに迎えられたことは、市民の皆さまの感染拡大防止に対するご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

緊急事態措置は全国で解除されましたが、感染拡大が完全に収束したわけではありません。これからは、感染リスクをコントロールしながら段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていくこととなります。

今後は、概ね3週間ごとに、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限等について段階的に緩和していくこととなります。これらを順調に進めていくためには、「新しい生活様式」をしっかりと私たちの日常において実践し、定着させてゆくことが大前提となります。引き続き、三密の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」といった基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な支給や、ひとり親世帯などへの緊急的支援に加えて、新型コロナウイルス感染症による市民の皆さまの生活に対する不安に寄り添うために、多岐にわたる相談を一元的に受け付ける総合窓口を設置しましたので、ご利用いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大は、私たちの生活に甚大な被害を及ぼしたと同時に大きな変化ももたらしました。テレワークやオンライン学習など、まだ先の話と思われていたことが、瞬く間に私たちの身近なものとなりつつあります。この大きな苦難や変化を新たなチャンスと前向きにとらえ、市民の皆さまと一体となってこの難局に取り組んでまいります。

令和2年5月27日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明